

【基本的な考え方】

- 当校では、長岡「米百俵」の精神に基づき、人格高潔で人間的魅力に富み、世界を舞台に指導的な役割を果たすことができる人材の育成に努めています。さらに、当校の伝統精神である「和而不同」により、「自身の考えをしっかりと持ちながら、他の者の考えを尊重する」という姿勢を醸成することを生徒指導の基本としています。その基本の下、当校の教職員は、「いじめは、どの学校においても、どの子どもにも起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。
- いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関と連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。また、いじめを認知した場合には、新潟県教育委員会（以下「県教委」という。）に報告し、連携しながら対処するとともに、特に重大事態が発生した場合には、所轄の警察署等の関係機関に通報し援助を求めます。
- この基本方針には、「いじめ防止基本方針を実践するための行動計画」を設けます。すべての教職員は、行動計画に基づき基本方針の実践に努めていきます。

【具体的な方針】

1 組織的な対応に向けて

- 「いじめ対策委員会」を組織します。
- 「いじめ対策委員会」を組織することで、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に機動的に対応します。いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、すべての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

2 いじめの未然防止に向けて

発達支持的生徒指導の実践により、以下の内容が達成できるよう指導する。

- 生徒一人ひとりが、豊かな心を育み道徳性を身に付けていくことを通し、「いじめを許さない心」「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 生徒一人ひとりが、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

3 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きににくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人ひとりが強く認識します。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者と連携を密にし、信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口として担任及びいじめ対策推進教員を置きます。

4 いじめの早期解決に向けて

本校教職員は、

- ・ いじめられている生徒を徹底的に守り通します。
- ・ いじめられている生徒や保護者の立場に立って対応します。
- ・ いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- ・ いじめている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかりと指導します。
- ・ 双方の保護者に、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力して、いじめの解決に向け取り組みます。
- ・ いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成していきます。
- ・ いじめを認知した生徒が安心して伝えられる学校（環境）づくりに取り組み、伝えた生徒への見守りをを行います。
- ・ 解決した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。